

令和 6 年 6 月 27 日

第 6 回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和6年6月27日(木) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員7名) 古谷会長 武田会長職務代理者
宮田委員 橋田委員
横山委員 堅田委員 大野委員

(推進委員7名) 高橋委員 谷本委員 森田委員
和田委員 森光委員 谷脇委員
坂本委員

4. 欠席委員 (農業委員1名) 津野委員
(推進委員1名) 三本委員

5. 出席職員 (事務局2名) 梅原局長 坂本次長

6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について

開会宣言	古谷会長 只今から、令和6年第6回須崎市農業委員会総会を開催いたします。 梅原局長 本日は4番 三本委員から欠席の連絡をいただいております。
議 長	古谷会長 本日はよろしくお願いします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名させていただきます。よろしいでしょうか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	古谷会長 それでは、本日の議事録署名人は3番 宮田委員、5番 谷本委員、よろしくお願いいたします。
議 長	古谷会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】
議 長	古谷会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	13番 坂本委員 現地確認してきました。申請者の自宅が道路を挟んで向かい側にあり、申請通り倉庫及び駐車場となっており、問題はありません。
審 議	古谷会長 他の委員の方からご意見、ご質問はございませんか。特に無いようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。

議 長	古谷会長 特にご異議がないようでございますので、議案第 1 号 非農地証明願について は、証明書を交付することに決定します。
議 長	古谷会長 続きまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について 番号 1 から番号 3 まで議案書をもとに朗読】
補足説明	坂本次長 補足説明をします。 番号 1 は、4 月に申請した時に漏れていた農地の申請になります。譲受人は米、野菜、芋を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間 1 5 0 日、父母が年間 3 0 0 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号 2 は、花卉と野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と妻、父母が年間 3 2 0 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号 3 は、米と野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間 2 0 0 日、妻が年間 1 8 0 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は米を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議 長	古谷委員 番号 1 から番号 3 まで、関係委員のご意見ををお願いします。

意見	2番 高橋委員 番号1について、現地確認してきました。申請地の手前を前回の総会で、3条の許可を出してしまして、今回は申請漏れという事で、奥の農地を所有権移転するとの事です。問題ありません。 10番 横山委員 番号2ですが、現地確認をした結果、問題ありません。 3番 宮田委員 番号3について現地確認し、譲受人にもお会いしてきました。申請地は何年も前から作っており、譲渡人も、市外に在住しており帰ってこないという事で、作ってもらいたいという事で譲ってもらうとの事でした。問題はありません。 13番 坂本委員 番号3についてですが、申請地は譲渡人と農協のみのりが農作業受委託の契約をしていて、今年の6月にみのりが植えています。令和4年4月1日に令和5年3月31日までの1年間の受委託契約をしています。契約解除の話が無い場合は自動更新するものとして、今3年目が継続されており、みのりが植えています。そのままという訳にはいかないので、一度受委託の契約を解除しないとおかしくなるのではないのでしょうか。このまま所有権を変更してしまうと、他人の農地に契約もなしに植えたという事になるのではないのでしょうか。 2番 高橋委員 受委託の契約をしているようですがどうしますかと申請人と話して、田が終わる10月までは贈与を待ってもらうか、今回は一旦申請を止めて、許可申請は田が終わってからしてもらう方がいいと思います。
議長	古谷会長 作付けが終わってから、農協との契約を解除してから贈与してもらうようにするという事で、保留にして、申請人に確認をしてから審議するという事にしたいと思います。
審議	古谷会長 他に何かご意見はありませんか。異議がないようでしたら、番号1及び番号2については許可、番号3については保留する事としてご異議ございませんでしょうか。
採決	農業委員（異議なし）多数。

議 長	古谷会長 それでは、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について は、番号 1 及び番号 2 については許可、番号 3 については保留とすることに決定いたします。
議 長	古谷会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。
そ の 他	梅原局長 地域計画の策定について 8 月総会の日程について
閉会宣言	古谷会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第 6 回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。 閉会 午後 2 時 3 0 分 その真正なることを証して署名する。 議 長 3 番 5 番